

(報道発表資料)



令和6年4月1日
京都市環境政策局

〔担当：環境企画部環境保全創造課〕
電話：075-222-3951

京都市役所における環境方針の改定

本市では、京都市役所において環境マネジメントシステムを導入し、京都市長が環境方針を定め、市内最大の温室効果ガス排出事業者として率先して、徹底した省エネルギー、事務の効率化やコピー用紙消費量削減など、本市が行う事務事業活動における環境負荷の低減に向けた取組を推進しています。

この度、京都市役所における環境方針を改定しました。

今後も、新たな環境方針に基づき、職員一人一人が率先し、環境に配慮した行動を力強く推進していきます。

1 改定日

令和6年4月1日

2 主なポイント

(1) 基本理念

ア 近年、地球温暖化による気候危機と呼ばれる状況や、生物多様性の危機の進行、プラスチックごみによる環境汚染などが重要な問題

イ 健全で、恵み豊かな地球環境を未来に引き継ぐためには、環境への危機感と新たな価値観を共有し、未来への責任と覚悟を持って、都市環境、ライフスタイルや産業構造などの抜本的な転換を進めることが必要

ウ 京都市環境基本条例に掲げる基本理念の下、京都議定書誕生の地、IPCC 京都ガイドライン採択の地として、市民や事業者の皆様と共に、人々から選ばれる、魅力に満ちた環境共生のまち・京都を築き上げていきます。

(2) 基本（行動）方針

京都市環境基本条例第9条に基づく環境基本計画に掲げる環境の保全及び創造に関する施策や取組を、脱炭素化、循環型社会の構築、生物多様性保全の三位一体で推進するとともに、本市が行う事務事業活動における環境負荷の低減を更に推進するために、次の取組等を進めていきます。

ア 最大級の省エネルギー、再生可能エネルギーの飛躍的な導入拡大と調達の推進

イ 2R（リデュース、リユース）及び分別・リサイクルの徹底

ウ グリーン調達の推進

エ 環境に配慮した公共工事の推進

（参考）環境方針とは

組織や事業者が環境に配慮した取組を進めるに当たり、自ら定める環境に関する方針です。環境方針に従って目標を設定し、その達成に向けて取り組む仕組みを環境マネジメントシステムと呼び、本市では、平成21年9月から、ISO規格に準拠した本市独自の環境マネジメントシステムである「京都市役所環境マネジメントシステム（^{キョウムス}KYOMS）」をオフィス系関連庁舎※において導入し、取組を推進しています。

※ 市役所本庁舎・西庁舎・北庁舎・分庁舎・本庁周辺ビル、全ての区役所・支所庁舎、消防局本部庁舎、交通局本庁舎及び上下水道局総合庁舎・太秦庁舎